

船舶事故調査報告書

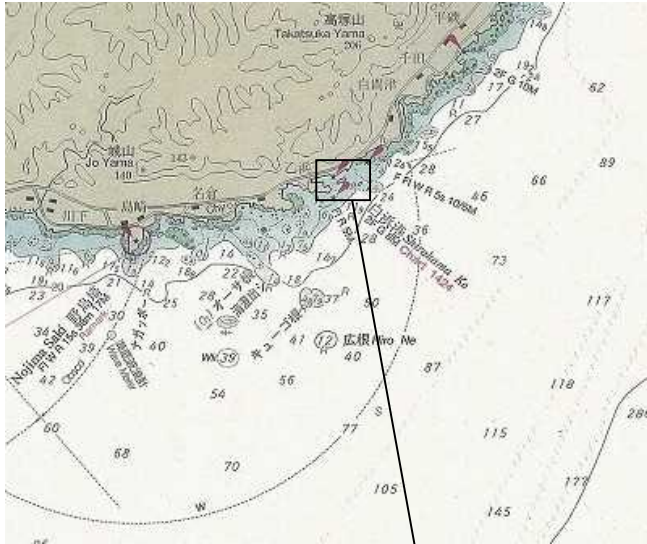
平成27年3月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	転覆
発生日時	平成26年8月31日 05時05分ごろ
発生場所	千葉県南房総市乙浜漁港 乙浜港南防波堤灯台から真方位051°580m付近 （概位 北緯34°54.72′ 東経139°56.03′）
事故調査の経過	平成26年9月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 家満加丸、0.4トン CB3-82967（漁船登録番号）、個人所有 6.30m(Lr)×1.75m×0.44m、FRP 電気点火機関、100kW（動力漁船登録票による）、昭和62年1月15日
乗組員等に関する情報	船長 男性 40歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年11月28日 免許証交付日 平成21年9月14日 （平成26年11月27日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船外機及び航海計器等に濡損
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、乙浜漁港東側の漁場に到着して前日に仕掛けたいせえび刺し網の揚網を始めた。</p> <p>船長は、主機を中立にして、左舷船首部に設置した揚網機により刺し網を揚網していたとき、約半分を揚げたところで刺し網が根掛かりし、船体が左舷側に傾いた状態で巻き揚がらなくなったので、残りの網の回収を諦め、刺し網を切断することとした。</p> <p>船長は、船首を北東方に向けて刺し網を切断していたとき、右舷正横至近に接近する波高約2～3mの波を認めた。</p> <p>本船は、波に右舷側が持ち上げられて左舷側から海水が流入し、船長が転覆の危険を感じて左舷側から海へ飛び込むと同時に、平成26年8月31日05時05分ごろ左舷側に転覆した。</p> <p>僚船は、転覆した本船の船底にしがみついている船長を見付けて救</p>

	<p>助し、乙浜漁港に帰港した。</p> <p>本船は、所属する漁業協同組合の漁船3隻により南房総市白間津漁港までえい航された後、引き起こされて上架された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 転覆後の本船、写真2 船首、写真3 船尾 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北北東、風速 約1.3m/s、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の末期、波高 約1m、海水温度 約25℃</p> <p>日出時刻：05時11分ごろ</p> <p>南房総市には、8月30日04時35分に発表された波浪注意報が、本事故当時も継続中であった。</p>
その他の事項	<p>現場海域は、水深が約10mであり、北側の海岸と南側の西方向へ広がって点在する干出岩に挟まれ、西方の乙浜漁港への出入口であった。</p> <p>船長は、以前、現場海域において南東方向からのうねりがあったとき、大きな波を受けたことがあったので、操業中、波があるときは船首を波に向けるように操船していた。</p> <p>船長は、本事故前、本船の付近に操業していた僚船ともう1隻の漁船を見た。</p> <p>船長は、刺し網を切断することに夢中になっていたため、高波が接近していることに気付かなかった。</p> <p>使用しようとしていた刺し網は、1張が高さ約1m、長さが約7.5mあり、南北方向に6張つなげて設置されていた。</p> <p>本船は、本事故時、5か所目の漁場であり、揚網した刺し網を4つのプラスチック製の箱に入れて甲板上に積載していた。</p> <p>船長は、約15年の乗船経験があり、救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、乙浜漁港の東側において、いせえび刺し網の揚網作業中、刺し網が根掛かりして左舷側に傾斜した状態で右舷正横方から高波を受けたことから、左舷側に転覆したものと考えられる。</p> <p>本船は、左舷側に傾斜した状態となったことから、甲板上に置いていた刺し網が左舷側に移動し、復原力が低下する状況になったものと考えられる。</p> <p>船長は、刺し網を切断することに意識を向けていたことから、左舷側に傾斜した状態で右舷正横付近をうねりに向けていることも、甲板上に置いていた刺し網が左舷側に移動して復原力が低下する状況になっていることにも気付かなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、乙浜漁港の東側において、いせえび刺し網の揚</p>

	<p>網作業中、刺し網が根掛かりして左舷側に傾斜した状態で右舷正横方から高波を受けたため、転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 波浪注意報が発表されているときは、波の発生しやすい場所に立ち入らないこと。 ・ 周囲のうねりの状況を十分に確認し、舷側から受けないようにすること。 ・ 船体を傾斜させた状態にしないこと。

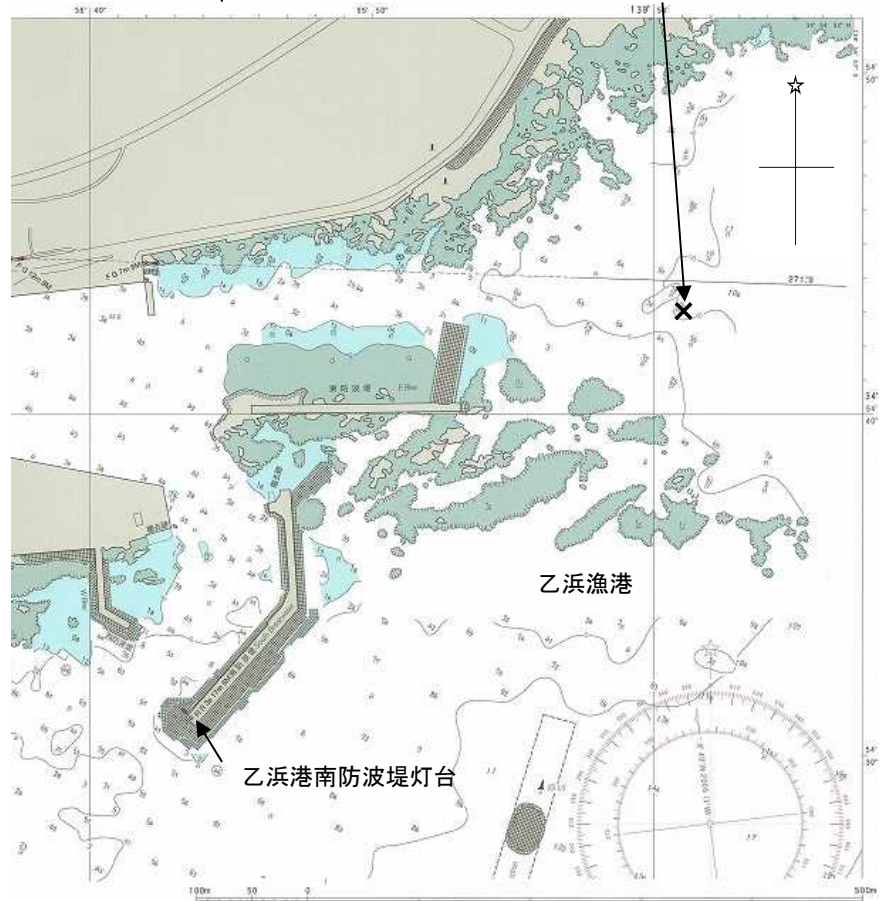
付図1 事故発生経過概略図



拡大図

事故発生場所

(平成26年8月31日
05時05分ごろ発生)



乙浜漁港

乙浜港南防波堤灯台



本船

写真1 転覆後の本船



写真2 船首



写真3 船尾